

# 鯖江市男女共同参画推進条例の概要

## 前文 **なぜ必要？男女共同参画**

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に関する様々な取組が、国際情勢とも連動しながら進められてきました。本市においても、国や県と連携しながら種々の施策に取り組んできましたが、依然として、家庭、地域、職場などあらゆる分野で男性を優位に扱ったり、性別により役割分担を決め付けてしまうような社会制度や慣行が根強く残っています。

また、眼鏡、繊維、漆器の三大地場産業が発展している本市においては、女性の就業率は非常に高くなっているものの、方針決定過程への女性の参画は低い状況です。

市民意識の結果でも、多くの市民が男性優位を感じており、その改善が緊急かつ重要な課題であることを示しています。

今後、さらに少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化が進む中、市民が真に豊かで活力ある生活を実現するために、男女が良きパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮できる社会づくりが必要となっています。

男女相互の理解と思いやりをもとに、市、市民、事業者等が連携し、協働して取り組みます。

## 第3条 **推進するための6本の柱**（基本理念）

### 男女の人権の尊重

性別を理由とする差別をなくし、一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会を確保しましょう。

### 社会における制度

#### または慣行の見直し

ジェンダーによる固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方ができるよう社会制度、慣行を見直しましょう。

### 政策等への立案

#### および決定への共同参画

男女が対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。

### 家庭生活における

#### 活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、家事、育児、介護などの家庭における役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動もできるようにしましょう。

### 性と生殖における自己決定の尊重

男女がともに、互いの性を理解し、性と生殖に関して双方の意思を尊重し、生涯を通じ健康な生活を送れるようにしましょう。

### 国際的協調

他の国々や国際社会との協調の下に取り組みましょう。

## 第4条～第6条 どうすればいいの？(責務)

市は

- ・ 基本理念に基づき、施策を総合的、計画的に策定、実施します。
- ・ 市民、事業者、国および地方公共団体と連携、協働して取り組みます。
- ・ あらゆる施策を策定、実施するに当たって、男女共同参画の推進に配慮します。

市民や事業者等のみなさんは

- ・ 基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆるところで、男女共同参画社会づくりに努めましょう。
- ・ 相互の理解と思いやりを基に、協力して生活しましょう。
- ・ 市が実施する施策に協力しましょう。

## 第7条 絶対にしてはいけないこと(禁止事項)

- ・ 性別による差別的取扱い
- ・ セクシュアル・ハラスメント(性的ないやらがせ等)
- ・ ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等間の暴力行為)
- ・ その他男女間における人権侵害行為

## 第8条 配慮してほしいこと

- ・ 広報、報道、広告等において、固定的役割分担、異性に対する暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めましょう。

## 第9条～21条 市の主な取り組みは(基本的施策)

基本計画の策定(9条)

基本的な施策

- ・ 情報提供等(10条)
- ・ 男女共同参画に関する教育および学習の推進(11条)
- ・ 雇用等の分野における男女共同参画の推進(12条)
- ・ 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援(13条)
- ・ 付属機関等における男女共同参画の促進(14条)
- ・ 性別による権利侵害の防止および支援(15条)

推進体制の整備

- ・ 推進体制の整備(16条)
- ・ 調査研究(17条)
- ・ 報告の徴収等(18条)
- ・ 年次報告(19条)
- ・ 苦情および相談への対応(20条)

# 鯖江市男女平等参画推進条例のしくみ

